

子育て応援宣言企業登録制度 宣言内容例

1 取組の柱(以下の5つの観点に即して具体的な取組を宣言)

(1) 育児休業が取得しやすい環境づくり

- ① 育児休業中の代替要員を確保します。
- ② 育児休業を3歳まで取得できるようにします。
- ③ 2年間で男性の育児休業1人以上の取得を推進します。
- ④ 事業所内託児室を設置します。

(2) 育児休業期間中に職場とのコミュニケーションがとれるしくみづくり

- ① 社内報の送付や定期的な情報交換を行い休業中の不安をやわらげるようコミュニケーションを図ります。
- ② 休業中の社員にインターネットによるスキルアッププログラム(ビジネス講座、育児情報提供、職場とのメール交換等)を導入します。

(3) 円滑な職場復帰に向けたサポートの実施

- ① 休業中の社員の職場復帰に向けた研修(商品知識、企業情報等)を実施します。
- ② 在宅講習、職場復帰直後研修など「職場復帰プログラム」を実施します。
- ③ 職場復帰1か月前に勤務時間の短縮、土日勤務の可否、子どもの預け先等きめ細かな相談を実施し配属先を決定します。

(4) 職場復帰後の弾力的な勤務時間の配慮等

- ① 中学校就学前の子(孫)を養育する社員に子(孫)の看護休暇を認めます。
- ② 保育所送迎、通院等家族のための半日単位、時間単位の休暇を認めます。
- ③ 育児期間中の在宅勤務制度を導入します。
- ④ 短時間勤務中の賞与の減額をせず通常どおり支給します。

(5) 男性の育児参加を促進する環境づくり

- ① 配偶者が出産した際の特別有給休暇を認め、取得を推進します。
- ② 2年間で男性の育児休業1人以上の取得を推進します。
- ③ マタニティ教室やパパ教室のための特別休暇を認めます。
- ④ 父親が園・学校行事に参加することを奨励し、そのための特別休暇を認めます。

2 その他の両立支援

- ① 毎週〇曜日の「ノー残業デー」を導入します。
- ② 1年間に3回の「授業参観休暇」を認めます。
- ③ 小学生を養育する社員を対象に夏休み期間の一部を短時間勤務可能とします。
- ④ 出産・育児で一旦退職した社員を再雇用する制度を導入します。
- ⑤ 必要なときに子連れ出勤を認めます。
- ⑥ 子供とふれあう時間を増やすため、業務の効率化を図り、長時間労働を抑制します。
- ⑦ 不妊治療のための休暇制度を導入します。

この例にとらわれず、貴社の実情に応じた取組を宣言してください。